

## 建設現場の遠隔臨場に関する試行要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市が発注する公共工事（土木工事）の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

### (目的)

第2条 本要綱は、新潟市の発注する公共工事（土木工事）の現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めたものである。

### (適用の範囲)

第3条 本要綱は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「新潟市土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。  
なお、試行は遠隔臨場が可能な「段階確認及び立会、材料確認を映像で確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境が確保できる」全ての公共工事（土木工事）を対象とし、設計図書に遠隔臨場に関する特記仕様書を添付し、受注者からの要請により本要綱に従い実施するものとする。

### (費用)

第4条 本試行を実施するに当たり必要とする費用は技術管理費率に含むものとする。

### (その他)

第5条 本要綱以外の事項については、新潟市都市政策部技術管理課が定めている「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」、「建設現場における遠隔臨場に関する監督試行要領」によるものとする。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。